関心ヲ本運動ニ持タス、比較的少ク形勢観望ノ程度
ヲ超エテ居ラス、前回ノ理事協議会ノ行動ヲ見テモ
只個ニ当面ノ窮境ニ陥ツテ居ル、

二、市電協同会

市電協同会ニ於テハ解散シテ一切ノ行動ヲ中止シ
本月十九日午後七時半ヨリ仝九時五十分迄開会シ
中央委員会ヲ開催シ（出席者鈴木幹部以下二十五名）
争議善後策ヲ協議セル結果左記事項ヲ申合セ
合議ス、
(イ)、議首者ノ復職
(ロ)、争議中ノ欠勤ヲ出勤ト看做スコト
二項目ノ要求書ヲ本月十二日午前十時市電当局
市役所ニ対シ提出スルコトニ決定スルト共ニ争議中裏切

的行動アリタルノ理由ノ下ニ鈴木書記長ヲ除名処分ニ附シ
両名ヲ除名スルコトニ決定セリ

三、東京市従業員組合

本月十日夜理事会ヲ開キ之ヲ中央委員会ヲ開催シ罷
業中解雇セラレタル分離重利外二名ノ復職運動ヲ
市当局ニ対シ協同交渉ヲ為スコトニ決定スルト共ニ
決定スル一般ニ於テ争議ナシ、

情報

我等ハ今迄一般ノ市電争議ニ協力ヲ惜シム解決策ヲ提
示シ誠意アル考慮ヲ望ムモノナリ本月二十日当局